様式第１号（第５条関係）

移住支援補助金交付申請書

年　　月　　日

　（宛先）藤岡市長

　藤岡市移住支援補助金交付要綱第５条第１項の規定により、移住支援補助金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | 生年月日 |
| 氏名 |  | | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  | | |
| 転入年月日 | 年　　月　　日 | 就業年月日 | 年　　月　　日 |

２　移住支援補助金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯の別 |  | 単身 |  | ２人以上の世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない。） | | | | 人 | | |
|  | | | | | 上記家族の人数のうち１８歳未満の世帯員の人数 | | | | 人 | | |
| 移住支援補助金の種類 |  | 就業（一般） |  | 就業（専門人材） |  | テレワーク |  | 関係人口 | |  | 起業 |

３　移住元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

４　東京２３区への在勤履歴　※東京２３区の在勤者に該当する場合のみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※　東京２３区での在勤履歴は、住民票を移す３箇月前の時点まで続いている必要があります。また、移住直前に東京２３区以外での在勤履歴がある場合、移住支援補助金の交付対象となりません。

５　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください。）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「藤岡市移住支援補助金事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、藤岡市に居住し、かつ、地域の担い手となる意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業若しくは起業に関する要件又は関係人口に関する要件のうち就業の要件を適用する場合のみ記載）  申請日から５年以上継続して勤務する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| （就業に関する要件（一般の場合）又は関係人口に関する要件のうち就業の要件を適用する場合のみ記載）  就業先の企業の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークに関する要件を適用する場合のみ記載）  藤岡市への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |  | Ｂ．所属先企業等からの命令である |

※　各種確認事項のＢ．の欄に〇を付けた場合は、移住支援補助金の交付対象となりません。

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 週 ・ 月 ・ 年　　回程度 / 行くことはない / その他（　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（藤岡市使用欄） |  |

別紙１

移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

　１　藤岡市移住支援補助金事業に関する報告及び立入調査について、市長から求められた場合には、それに応じます。

　２　次の場合には、藤岡市移住支援補助金交付要綱に基づき、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。

　 (1)　虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合　交付した移住支援補助金の全額

　 (2)　藤岡市移住支援補助金交付要綱第５条の規定による申請の日から３年未満に本市から転出した場合　交付した移住支援補助金の全額

　 (3)　藤岡市移住支援補助金交付要綱第５条の規定による申請の日から１年以内に同要綱第３条第３号ア、イ又はエの要件を満たす職を辞した場合　交付した移住支援補助金の全額

　 (4)　起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合　交付した移住支援補助金の全額

　 (5)　藤岡市移住支援補助金交付要綱第５条の規定による申請の日から３年以上５年未満に本市から転出した場合　交付した移住支援補助金の半額

別紙２

藤岡市移住支援補助金事業に係る個人情報の取扱い

　　藤岡市は、藤岡市移住支援補助金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　　また、藤岡市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国又は県への実施状況の報告等のため、国、都道府県及び他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。